

## 鳥取市地域福祉推進計画（令和3年度中間見直し版）と国の地域福祉計画等策定ガイドラインとの関係

法の区分	策定ガイドライン	中間見直し 計画ページ	重層該当事業	令和3年度計画（基本施策）
・地域の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (法第107条第1項第1号)	①-ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	106～108	地域づくり	III-5 福祉と連携したまちづくりの推進 ①買い物支援 ②健康づくりの支援 ③消費者被害への取り組み ④避難行動要支援者の支援 ⑤農業部門との連携
	①-イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	80～82	包括的相談支援 参加支援 地域づくり アウトリーチ 継続支援 多機関協働	重点取組1, 2, 3
	①-ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	102	地域づくり 参加支援	III-2 高齢者、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開
	①-エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	97	包括的相談支援 参加支援 多機関協働	II-1-(2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり ①複合的課題への対応 ②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援
	①-オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	102	—	III-2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開 ・共生型サービスの促進
	①-カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	113	—	再犯防止推進計画にのみ記載
	①-キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	104	参加支援	III-4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保
	①-ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	—	—	自殺対策推進計画
	①-ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	98, 99	—	II-2 権利擁護機能の強化 (1) 権利擁護支援センターの機能強化 (2) 市民後見人の育成促進
	①-コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	99	—	II-2 権利擁護機能の強化 (3) 虐待の防止と対応の強化
	①-サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪した者へ社会復帰支援の在り方	102、 111～114	—	III-2 高齢者、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開 ・再犯防止推進計画
	①-シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	84	地域づくり	I-1-(1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
	①-ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野圏域と関係の整理	29	—	圏域のイメージ図
	①-セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	94	—	I-4-(2) 財源の強化
	①-ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制			共生型サービスの開発への支援
	①-タ 全庁的な体制整備	97	包括的相談支援 多機関協働	II-1-(2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり（共生型支援会議） ・（進捗管理）

法の区分	策定ガイドライン	中間見直し 計画ページ	重層該当事業	令和3年度計画（基本施策）
・地域における福祉サービスの適切な利用の促進 (法第107条第1項第2号)	②-ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	85	アウトリーチ継続支援 包括的相談支援	I-1- (2) 地区を単位とする相談機能の確立 II-1- (1) 総合相談体制の充実
	②-イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	—	—	・介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・障がい者福祉計画 等
	②-ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	—	—	・介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・障がい者福祉計画 等
	②-エ 利用者の権利擁護	—	—	・介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・障がい者福祉計画 等
	②-オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	86, 87 107	地域づくり	I-1- (3) ①見守り支援・生活支援、 (4) ②支え愛マップ III-5-④ 避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり
・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 (法第107条第1項第3号)	③ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	101 109	参加支援 地域づくり	III-1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進 III-6 企業の社会貢献活動の促進
・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 (法第107条第1項第4号)	④-ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	88	—	I-2- (1) ボランティア・市民活動センターの機能強化
	④-イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	90~92	地域づくり	I-3 福祉学習の推進と担い手づくり (1) 福祉学習のプラットフォームづくり (2) 子供を対象とする福祉学習の推進 (3) 地域を対象とする福祉学習の推進
	④-ウ 地域福祉を推進する人材の養成	103	地域づくり	III-3 福祉人材の確保・育成 (実習生の受け入れ)
・包括的な支援体制の整備に関する事項 (ア、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備) (法第107条第1項第5号) ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他必要な環境の整備(法第106条の3第1項第1号)	⑤-ア- (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援	84	地域づくり	I-1- (1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
	⑤-ア- (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			H30: 交流・活動拠点づくり
	⑤-ア- (ウ) 地域住民等に対する研修の実施	90~92	地域づくり	I-3 福祉学習の推進と担い手づくり (1) 福祉学習のプラットフォームづくり (2) 子供を対象とする福祉学習の推進 (3) 地域を対象とする福祉学習の推進
・包括的な支援体制の整備に関する事項 (イ、住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備)(法第107条第1項第5号) ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて支援機関に協力を求めることができる体制の整備(法第106条の3第1項第2号)	⑤-イ- (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	95, 96	包括的相談支援 アウトリーチ継続支援	II-1- (1) 総合相談体制の充実
	⑤-イ- (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
	⑤-イ- (ウ) 地域の関係者等と連携による地域生活課題の早期把握			
	⑤-イ- (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
・包括的な支援体制の整備に関する事項 (ウ、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第107条第1項第5号) ・生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するため相互の連携の下、解決の支援を一体的・計画的に行う体制整備(法第106条の3第1項第3号)	⑤-ウ- (ア) 支援関係機関による チーム支援	97	包括的相談支援	II-1- (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり
	⑤-ウ- (イ) 協働の中核を担う機能			
	⑤-ウ- (ウ) 支援に関する協議及び検討の場			
	⑤-ウ- (エ) 支援を必要とする者の早期把握			
	⑤-ウ- (オ) 地域住民等との連携			

法の区分	策定ガイドライン	中間見直し 計画ページ	重層該当事業	令和3年度計画（基本施策）
その他（法の規定なし）	⑥ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等	93	-	I-4-(1) 組織体制の強化
《重層的支援体制整備事業実施計画》 ・重層的支援体制整備事業（法第106条の4） ・重層的支援体制整備事業計画（法第106条の5）	① 地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者福祉その他の福祉に関する基本方針	115		重層実施計画 3 重層事業の目的
	② 包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業、アウトリーチ継続的支援事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制に関する事項	84~110		地域福祉計画の各施策・取組に表示。
	③ 重層事業の事業目標・評価指標 ※開始時点では任意の記載事項	84~110		目標：地域福祉計画の基本目標、基本施策に準ずる 評価指標；明確な記載は無し
	④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項	117		全体イメージ図
《鳥取市再犯防止推進計画》 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項		111~114	-	III-7 再犯防止施策の推進